明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○ガス事業法第七十六条第一項本文の規定に基づき特定ガス導管事業者が定める託送供給約款において定めるべき事項等に関する省令（経済産業一〇三）　一
〔告　示〕
○電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件の一部を改正する件（総務三九五）　二
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産二一三三）　四
○肥料の登録が失効した件（同二一三四）　七
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十八年度放射線取扱主任者試験合格者（原子力規制委員会）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　一四
裁判所
破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等
平成二十七年度・事業年度財務諸表（独立行政法人国立文化財機構・独立行政法人医薬品医療機器総合機構・自動車検査独立行政法人・独立行政法人空港周辺整備機構）、弁理士登録、企業年金基金清算結了・清算人退任関係　二四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三三
会社その他
会社決算公告　三六

省　令

○経済産業省令第百三号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第七十六条第一項本文、第七十七条第一項の規定に基づき、並びに第四十八条第一項本文、第七十六条第一項本文及び第七十七条第一項の規定を実施するため、ガス事業法第七十六条第一項本文の規定に基づき特定ガス導管事業者が定める託送供給約款において定めるべき事項等に関する省令を次のように定める。

平成二十八年十月二十四日　経済産業大臣　世耕　弘成

ガス事業法第七十六条第一項本文の規定に基づき特定ガス導管事業者が定める託送供給約款において定めるべき事項等に関する省令

（用語の意義）

第一条　この省令において使用する用語は、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下「法」という。）及びガス事業法第七十六条第一項本文の規定に基づき特定ガス導管事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令（平成二十八年経済産業省令第九十八号。以下「算定省令」という。）において使用する用語の例による。

（託送供給約款において定めるべき事項）

第二条　法第七十六条第一項本文に規定する特定ガス導管事業者（以下単に「特定ガス導管事業者」という。）は、同項の規定に基づき定める託送供給約款においては、次に掲げる事項（連結託送供給にあっては、第二号に掲げる事項を除く。）を定めなければならない。

一　適用範囲
二　料金
三　導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担に関する事項
四　前二号に掲げるもののほか、供給の相手方が負担すべきものがある場合にあっては、その内容
五　ガスの受入量及び供給量の計測方法並びに料金その他の供給の相手方が負担すべきものの徴収の方法
六　託送供給を行うことができるガスの熱量等の範囲、組成その他のガスの受入条件に関する事項
七　託送供給に附帯する業務に関する事項
八　導管、ガスメーターその他の設備に関する特定ガス導管事業者及び供給の相手方の保安上の責任に関する事項
九　ガスの受入れ及び供給の制限又は停止並びにこれらの解除に関する事項
十　契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項
十一　前各号に掲げるもののほか、供給条件又は特定ガス導管事業者及び供給の相手方の責任に関する事項がある場合にあっては、その内容
十二　有効期間を定める場合にあっては、その期間
十三　導管の位置を明示した地形図の閲覧場所
十四　実施期日

（託送供給約款の届出等）

第三条　法第七十六条第一項本文の規定による託送供給約款の届出をしようとする特定ガス導管事業者は、その実施の日の十日前までに、様式第一の託送供給約款届出書に当該託送供給約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　算定省令様式第一、様式第二、様式第三、様式第四、様式第五第一表、第二表及び第二表補足並びに様式第六の書類
二　算定省令第十条第一項に規定する特定ガス導管事業者にあっては、算定省令様式第五第三表、第四表及び第四表補足並びに第五表及び第五表補足の書類